

昭和四十三年八月十日受領  
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質五九第三号

昭和四十三年八月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 石井光次郎 殿

衆議院議員田代文久君提出米軍板付基地撤去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田代文久君提出米軍板付基地撤去に関する質問に対する答弁書

一、六月二十日日米合同委員会において、米側に対し「政府は、六月十一日基地問題閣僚協議会において、板付飛行場の移転を前提として、そのための代替地について前向きに検討を行なう方針を決めた。

いずれ具体案がまとまったならば、適当な委員会を通して提案する予定である。」旨申入れ米側の協力を求めた。

これに対し、米側は「適当な代替地があれば移転することに同意する。」旨答え協力を約した。

二、日米安全保障条約により米軍に使用を認めている施設は、わが国の平和と安全のために欠くべからざるものである。

板付飛行場についても、同飛行場は在日米軍の重要な施設であり、わが国の防衛のため必要欠くべからざるものであるが、人口稠密な都市部に近接して所在しているという特殊事情に鑑み、六月十一日基地問題閣僚協議会において、板付飛行場の移転を前提として前向きに代替地を検討することとしたものである。

三、六月八日米軍は、九州大学当局に対し、「事故原因の調査中は絶対必要の場合を除き、米軍機の夜間飛行は行なわない。また、米軍機が九州大学の上空を飛行することを避けるため、有視界飛行をする米軍機は離陸後三十五度右に旋回する措置を講ずる。」旨を約し、この約束は現在守られている。

米軍は板付基地の使用に一層の慎重を期しており、政府は、前述のとおり板付基地移転のために代替地の選定に鋭意努力中で、基地周辺住民の民心の安定につとめている。

右答弁する。